

令和8年度自走式草刈機を活用したアダプト活動支援事業実施要領

第1 趣旨

アダプト活動は、協働の精神に基づいて行われるボランティア活動であるが、高齢化や担い手不足により、将来にわたってアダプト活動を継続することが困難になりつつある。特に、草刈りについては、高齢者には重労働で危険を伴うものであることから、作業の負担軽減・安全性向上を図るため、岡山県（以下「県」という。）からアダプト活動団体に自走式草刈機（以下「貸出機械」という。）の貸し出しを行う。

第2 貸出対象者

貸出機械の貸し出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。ただし、1の貸出対象者を優先することとし、1の貸出対象者への貸出予定が無い期間に限り、2の貸出対象者は貸し出しを受けることができるものとする。

- 1 「おかやまアダプト」推進事業で認定された河川アダプト団体
- 2 1を除く「おかやまアダプト」推進事業で認定されたアダプト団体

第3 貸出機械及び貸出期間等

- 1 貸出機械は、別表1のとおりとする。
- 2 貸出期間、申請期限及び貸出先公表予定日は別表2のとおりとする。

第4 貸出申請及び承認

- 1 貸出機械の貸し出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として希望貸出日（希望貸出日が複数日にまたがる場合は、その期間の開始日）の属する月（以下「貸出希望月」という。）の前々月の最初の開庁日から前々月の最後の開庁日まで、「自走式草刈機貸出申請フォーム」（<https://pref-okayama-lg.form.kintoneapp.com/public/r8kusakarisinsei-kasen>）又は「自走式草刈機貸出申請書」（別記様式第1号）により岡山県土木部河川課長（以下「河川課長」という。）へ申請するものとする。なお、貸出希望月が5月のときは、4月1日（水）から4月21日（火）までに「自走式草刈機貸出申請書」（別記様式第1号）により河川課長へ申請するもの（必着）とする。
- 2 河川課長は、貸出希望月の前月の10日頃を目途に貸出先を決定し、岡山県土木部河川課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/64/>）上で団体名を公表するものとする。なお、貸出希望月が5月のときは、4月21日（火）以降、速やかに公表するものとする。
- 3 貸出可能者数を超える申請があった場合は、初めて利用する団体を優先するため、貸出調整点数表（別表3）に基づき点数化し、貸出先を決定するものとする。
- 4 2者以上の申請者の3の点数が同点の場合は、岡山県土木部河川課職員による抽選により貸出対象者を決定する。
- 5 河川課長は、予算の執行状況を踏まえ、必要に応じて貸出申請の受付を終了する。

第5 受取及び返却

- 1 貸し出しの決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、河川課長が指定した場所において貸出機械を受け取り又は返却するものとする。
- 2 貸出機械の受け取りの際、借受者は県（又は県の受託事業者）から「納品伝票」（別記様式第2号）を受領するものとする。

- 3 貸出機械の返却の際、借受者は県（又は県の受託事業者）から「引取伝票」（別記様式第3号）を受領するものとする。
- 4 借受者は、代理人により貸出機械の受け取り又は返却を行う場合、事前に河川課長に連絡するものとする。

第6 使用報告

借受者は、機器の使用を終了した後（複数回貸出しを受けた場合は最後の貸出しが終了した後）1週間以内に「自走式草刈機使用報告フォーム」（<https://pref-okayama-lg.form.kintoneapp.com/public/r8kusakarijisseki-kasen>）又は「自走式草刈機使用報告書」（別記様式第4号）により県（又は県の受託事業者）へ使用実績を報告するものとする。

第7 費用負担

貸出機械の利用料金及び貸出場所までの運搬に要する費用は無償とする。ただし、次に掲げる費用その他貸出期間中に係る費用は借受者の負担とする。

- 1 貸出機械の使用に必要な燃料代
- 2 貸出場所から別の場所への運搬に要する費用
- 3 返却場所への運搬に要する費用
- 4 貸出機械の亡失、毀損、事故に伴う負担費用（借受者の故意又は過失によるものに限る）

第8 事故対応等

- 1 事故発生時や故障が生じた場合、返却時に借受者は県（又は県の受託事業者）にその旨を申し出ること。また、事故現場の状況写真や故障箇所の近影写真を含め、事故発生日時や事故発生時の状況の記録を残し、県（又は県の受託事業者）から提示を求められた場合は応じること。
- 2 機械の引上げや牽引が必要となった場合、直ちに借受者は別に定める緊急連絡先に連絡すること。
- 3 当該要領に定めるもののほか、事故発生時に必要な措置を講じること。
（例：「おかやまアダプト」推進事業実施要領第12条（事故発生時の措置））

第9 その他

- 1 当該事業に係り収受した各種書類については、貸し出しを受けた日の属する年度の終了後5年間保管し、県から提示を求められた場合は応じること。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、河川課長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 貸出機械

製造元	株式会社アテックス	株式会社アテックス
型式	R J 705-W	R J 700
重量	365 k g	358 k g
機体寸法 (長さ×幅×高さ)	1, 515mm×1, 110mm×785mm	1, 515mm×1, 110mm×775mm
刈幅	700mm	700mm
刈高	45mm～95mm (7段階)	30mm～90mm (7段階)
最大作業能率	<平地>17.2 a /時間 <斜面>13.3 a /時間	13.3 a /時間
走行速度	<平地>～4.0 k m /時間 <斜面>～3.1 k m /時間	3.1 k m /時間
使用最大傾斜角度	前後：25度 左右：45度	前後：25度 左右：45度
使用燃料	ガソリン (自動車用無鉛ガソリン)	ガソリン (自動車用無鉛ガソリン)
燃料タンク容量	11 L	11 L
最大操作可能距離	175m	175m

別表2 貸出期間等

貸出期間：令和8年5月1日(金)～令和8年11月30日(月)

貸出希望月	申請期間(必着)	貸出先公表予定日
5月	4月1日(水)～4月21日(火)	4月下旬
6月	4月1日(水)～4月30日(木)	5月12日(火)頃
7月	5月1日(金)～5月29日(金)	6月10日(水)頃
8月	6月1日(月)～6月30日(火)	7月10日(金)頃
9月	7月1日(水)～7月31日(金)	8月12日(水)頃
10月	8月3日(月)～8月31日(月)	9月10日(木)頃
11月	9月1日(火)～9月30日(水)	10月13日(火)頃

別表3 貸出調整点数表

区分	点数
希望する貸出期間のうち第1希望であること。	5
希望する貸出期間のうち第2希望であること。	4
希望する貸出期間のうち第3希望であること。	3
希望する貸出期間のうち第4希望であること。	2
希望する貸出期間のうち第5希望であること。	1
過去に同事業による貸し出しを受けたことがないこと。(新規)	10

※複数区分に該当する場合は、点数を合計し得点とする。